生徒指導関係

1 対人関係

お互いの人権と人格を尊重し、礼儀正しく、高校生として品位ある態度で人に接しよう。

- (1) 言語、態度、服装は常に節度を重んじ、いやしくも人に不快な感じをあたえるようなことがないよう努めること。また、先生や校内での外来者には、あいさつや会釈をすること。
- (2) 生涯続く友情を育てるため、互いに明るさと誠実さをもって接し、信頼される交友関係を結ぶよう努めること。
- (3) 男女の交際は、家族や友人などに誇りをもって話せるような健全、明朗なものであるように 努め、誤解を招くことのないようにすること。
- (4) 物品や金銭の貸借は、友人関係阻害の原因となりやすいから止めること。
- (1) 学校の内外を問わず、暴力はもとより、あらゆる人権無視の言動がないようにすること。

2 登下校:規則正しい生活は、起床から。

- (1) 登下校時は、交通規則・交通道徳をよく守り、事故のないよう安全に十分留意すること。
- (2) 高校生にとって、授業は最も大切にしなければならない場である。 遅刻をしないように、余裕を持って、8時25分の予鈴までには登校し授業に臨むこと。遅刻は、他の生徒に迷惑をかけ、学習環境を損なうことになる。

登校後は、授業や諸活動に集中すること。放課後まで、無断で校外に出ることはできない。健康面等の理由により、どうしても下校しなければならない場合は、ホームルーム担任に申し出て、所定の手続をすること。

完全下校時刻は、原則として、平日18時(11月1日~2月末)及び18時30分(3月1日~10月31日)とする。それ以後の校舎・運動場の使用は、所定の「延長願い」、「学校施設・設備使用願」を提出し、生徒指導部の許可を得ること。

3 校舎、施設、設備等

学習に好ましい環境をつくるため、常に美化・整頓に努めること。

- (1) みんなが、いつも気持ちよく使用できるよう、校内の美化、環境整備に努めること。 万一、汚した場合は、各自責任をもってきれいにすること。
- (2) 次の授業が気持ちよく受けられるよう、各授業後、黒板はきれいにしておくこと。
- (3) 最後に教室を出る者は、教室・廊下の戸締り及び消灯を確認すること。
- (4) 非常階段は、非常の場合以外は利用しないこと。また、許可無く屋上にあがらないこと。
- (5) 火気・爆発物・刃物等の危険物は、校内に持ち込まないこと。
- (6) 施設・設備等を特別に使用する場合は、所定の「学校施設・設備使用願」を提出し、生徒指導部、教務部、事務部の承認を得ること。(休業日に利用する場合も、同様の手続きをする。)

4 服装・頭髪・所持品:服装や頭髪の乱れは、心の乱れ。

城南菱創高校生としての誇りを持ち、清楚に正しく着こなすこと。 身だしなみを大切にすること。

- (1) 通学(土曜、日曜、祝祭日、長期休業中に部活動などで登校する場合も含む)には、制服をきちんと着用すること。校章は、ブレザー着用時に左胸につけること。
 - また、制服に、特別な加工をしないこと。万一、変形が発覚した場合は、直ちに改善又は新規購入させる。
- (2) 通学時の履物は、靴を用いること。校舎内では、規定の上履きを使用し、体育館・格技場・多目的ホール等では、体育館シューズを使用すること。
- (3) 健康上、身体上の理由などで、特に異装を必要とする場合は、生徒指導部の許可を得ること。
- (4) 校外における学校行事においても、特に指示がない限り、制服を着用すること。
- (5) パーマ・脱色・染髪等の加工は、一切禁止する。
- (6) 化粧やマニキュア及びピアス・指輪・ネックレス等装飾品の着用は、一切禁止する。
- (7) 生徒証は、常に携帯し、いつでも提示できるようにすること。
- (8) 所持品には、可能な限り氏名を明記し、各自で管理すること。また、華美な物や高価な物、学習に不要な物(雑誌・ゲーム等)の校内持ち込みを禁止する。
 - 携帯電話は、校内では電源を切り、鞄に入れておくこと。校内での使用は、一切禁止する。
- (9) 体育の授業や部活動等で、貴重品を身辺から離さなければならないときは、教科担当やホームルーム担任に預けること。
- (10) 校内において、金銭や物品を紛失又は拾得したときは、直ちに担任に報告するとともに、 生徒指導部に届け出ること。
- (11) 納入すべき金銭を持参したときは、登校後できるだけ早く納入すること。

5 制服に関する規程

(1) 学校が指定する制服は、次の表のとおりとする。

男子				
全員購入品	1	ブレザー		
	2	長袖カッター		
	3	冬スラックス		
	4	ネクタイ		
希望 購入品 〈男女共通〉	12	ニットセーター(白)		
	13	ニットセーター(グレー)		
	14)	夏ベスト		
希望 購入品 〈男子〉	15)	半袖カッター		
	16)	夏スラックス(紺)		
	17)	夏スラックス(グレー)		
その他	_	靴下→白・黒・紺が望ましい		

女子				
全員購入品	5	ブレザー		
	6	長袖カッター		
全員購入 選択品 〈女子〉	7	冬スカート		
	8	冬スラックス(紺)		
	9	冬スラックス(柄)		
	10	リボン		
	(1)	ネクタイ		
希望 購入品 〈男女共通〉	12	ニットセーター(白)		
	13	ニットセーター(グレー)		
	14)	夏ベスト		
希望 購入品 〈女子〉	18)	半袖カッター		
	19	夏スラックス(紺)		
	20	夏スカート(紺)		
	21)	夏スカート(ベージュ)		
	22	夏スラックス(柄)		
その他	-	靴下→白・黒・紺が望ましい		

(2) 時節の服装は、次の表のとおりとする。

時期	期間	着用の仕方
春季	5月1日~31日	① 学校指定のベスト、セーターの着用をもって、ブレザーの
•		代用とすることができる。
秋季	10月1日~31日	② ネクタイ・リボンは、必ず着用する。
夏季	6月1日~	① ブレザーは、登下校時に着用しなくてもよい。
	9月30日	② ネクタイ・リボンは、着用しなくてよい。
		③ 学校指定のベスト・セーターを着用してもよい。
冬季	11月1日~	① ブレザーは、必ず着用する。
	4月30日	② ネクタイ・リボンは、必ず着用する。
		③ 学校指定のベスト・セーターを着用してもよい。
		④ 登下校時のみ、ジャンパー、コート等の防寒着を着用して
		もよい。





制服バリエーション(例)



6 自転車通学

(1) 自転車通学登録の手続き

- ア 所定の用紙に必要事項を記入し、生徒指導部に提出する。
- イステッカーの交付を受ける。
- ウ 自転車保険に加入する。

(2) 自転車通学者の義務

ア 交通法規をしっかり守り、交通安全に努めること。特に、下記の事項については、厳守 すること。

- I 2人乗りの禁止 (ステップバー等を取り付けないこと。)
- Ⅱ 傘さし運転の禁止 (雨天時は、雨ガッパを着用すること。)
- Ⅲ 無灯火運転の禁止 (日没後は、必ずライトをつけること。)
- IV 並走の禁止 (道路左端を1列で走行すること。)
- V 不法駐輪の禁止 (所定の場所に、整理して駐輪し、必ず施錠すること。)
- VI 乗車時、携帯電話・音楽プレイヤー等の使用禁止
- イ ステッカーは、後輪泥除けの反射灯上部に貼り付けること。 ステッカーの紛失及び自転車の乗り替えの際は、生徒指導部に届け出て、ステッカーの 再交付を受けること。
- ウ 校内で、混雑している場合は、自転車を降りること。
- エ 下校時、校門を出る際は、必ず一時停止し、安全を確認すること。
- オ 平成30年4月1日から「京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例」が施行され、賠償保険への加入が義務づけられています。
- (3) 自転車通学指導内容(指導内容は、違反状況・回数で変わる場合がある。)
 - ア 2人乗りは、反省文を提出させるとともに、生徒指導部による指導を行う。
 - イ 駐輪場の状況やマナー等が悪い場合は、駐輪場の変更及び通学時間の変更を行う。
 - ウ 未登録での自転車登校、及びステッカーの貼られていない自転車での登校について は、厳重な指導を行う。
 - エ 違反を繰り返す生徒については、自転車通学許可を取り消すなどの指導を行う。
- ※ 転居等に伴い、通学経路に変更が生じた場合、すみやかに生徒指導部に届け出ること。

7 部活動

部活動は、共通の興味や関心を持つ生徒が、学年やクラスの所属を越えて集団を形成し、 顧問の指導のもとに、心身の発達を図り、互いの友情を深め、自主的に活動するものである。

教育活動のひとつとして、とても大切なものであるが、けっして学業をおろそかにしてはならない。体験入部や見学をし、活動状況をよく調べ、保護者ともよく相談してから自分に適したものを選ぶこと。

(1) 入部•退部

部への加入・脱退は、所定の手続きを経て顧問の承諾を得るものとする。

(2) 活動日

- ア 活動できる日は、原則として、8月13日~8月16日、12月28日~翌年1月4日を除く日とする。
- イ 定期考査初日の1週間前より考査終了までの期間は、原則として活動を禁止する。 なお、その間は一般生徒もグラウンド、体育館、格技場、体育振興施設、多目的ホールの使用を禁止する。
- ウ 公式試合・公式行事・コンクールが考査前後に行われる場合は、生徒指導部に届出の うえ、許可を得て活動することができる。
- エ 土曜日・日曜日・祝日・休業日等の活動は、生徒指導部の許可を受けたうえ、顧問が付き添わなければならない。
- オ 土曜補習、補充や学習合宿、補習等を優先させる。
- カ 長期休業中の活動は、予め活動計画を生徒指導部に提出する。
 - ※ 公式とは、高体連・高野連・高芸文連が主催する場合又は本校が加盟している教育 団体等が主催する場合をいう。

(3) 活動時間

ア 活動終了時刻は、18時00分、完全下校時刻は、18時30分とする。 なお、11月1日から2月末日までを冬期間とし、それぞれ30分早める。 ただし、顧問の付添いがある場合は、それぞれ上限60分の延長ができる。

春夏期間	3月1日から10月31日	活動終了時刻 完全下校時刻	18時00分 18時30分
秋冬期間	11月1日から2月末日	活動終了時刻 完全下校時刻	, ,,

- イ 早朝練習は、生徒指導部の許可を受けたうえで、顧問の付添いのもと、7時00分から 行うことができる。ただし、始業時刻に余裕をもって教室に入り、授業の準備ができるよ うにすること。考査中は、早朝練習を禁止する。
- ウ 公式試合・公式行事・コンクールが考査前後に行われるため、やむを得ず考査前、考 査中に活動する場合、顧問は、活動時間について配慮すること。

8 「四ない運動」プラス1

「四ない運動」を守ること。

バイクにより、尊い命を失うという悲しい事故が、後を絶たない。

山城地域の府立高校10校では、生徒のかけがえのない命を守るため、また、健全な高校生活を築き上げるために、バイクの"四ない運動"プラス1を PTA と共に推し進めている。

「四ない運動」プラス1とは……

バイクの『免許を取らない』

バイクを『買わない』

バイクに『乗らない』

バイクに**『乗せてもらわない』**の「四ない運動」に加え、

親が『子供の要求に負けない』

ことを徹底していこう、という運動である。

バイクによる事故は、起こそうとして起きるものではない。しかし、ひとたび事故になると、自分だけでなく、他人の生命までも奪う危険性を持っている。かりに、一命はとりとめても、なんらかの障害が残ることにもなりかねない。高校生には、賠償能力もない。たとえ、事故にいたらなくても、バイクへの関心は、生活規律や学習意欲に大きく影響を及ぼす。

バイクに興味を持つことは、ある意味では自然なことかもしれないが、高校生である以上、この時期に確かな学力を身につけ、人生の基礎をしっかりと築き上げることが大切である。

今、何をすべきかを常に考え、自分の心をコントロールすること。

9 アルバイト

アルバイトは、原則として禁止する。ただし、経済的な理由等特別な事情のある場合は、保護者と面談のうえ、許可する場合がある。ただし、下記の条件を満たす場合に限る。

- (1) 不認定科目をもっていないこと。
- (2) 勤務時間は、20時以降に及ばないこと。
- (3) 危険を伴うものは、避けること。(仕事の内容が健全であること。)
- (4) 常に、学校生活を優先できる状態にあること。

10 表彰

次のいずれかに該当した場合、個人又は集団を表彰の対象とする。

- (1) 本校の生徒の指針となる模範的行為をした場合
- (2) 生徒会、部活動等において顕著な功績をあげた場合
- (3) 3年間にわたり皆勤(無欠席、無欠課、無遅刻、無早退)であった場合
- (4) その他表彰に値する功績のあった場合

11 生徒指導措置

次のいずれかに該当した場合、生徒指導措置(謹慎等)の対象とする。

- (1) 社会法規に反する行為をした場合
- (2) 教職員の指示、指導等に従わない場合
- (3) 故意に授業を妨害した場合
- (4) 考査時、不正行為をした場合及びその行為に関係した場合
- (5) 原動機付自転車、自動二輪車及び自動車等を運転した場合と高校生の運転するものに 同乗した場合及びこれらの免許を取得した場合
- (6) 公共物又は他人の所有物を故意に破壊した場合
- (7) 無許可でアルバイトをした場合
- (8) その他生徒指導上必要な場合

12 その他

- (1) 不健全な娯楽場、遊技場への出入りや不健全な男女交際をしないこと。
- (2) 外泊や旅行は、必ず保護者の許可を得て、担任及び生徒指導部に届け出ること。また、外出するときは、必ず行き先・帰宅時刻等を家人に知らせ、夜間の外出は極力避けること。
- (3) 学校への納付金が期日に遅れる場合は、必ず担任に連絡すること。
- (4) 健康に注意し、学校で行う諸検査は必ず受け、異常がある場合は、速やかに医師の診断を受けること。